

令和6年度答申第1号
令和6年4月12日

諮問番号 令和5年度諮問第85号（令和6年3月15日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 時間外労働等改善助成金交付決定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対してした時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）を交付する決定（以下「本件交付決定」という。）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）17条1項の規定に基づき、その全部を取り消す処分（以下「本件交付決定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 補助金等適正化法における用語の定義

ア 補助金等適正化法2条1項は、この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次の各号に掲げるものをいうと規定し、同項4号には、「その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの」が掲げられている。

これを受けて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金等適正化法施行令」という。）2条は、上記の「給付金であつて政令で定めるもの」は次の各号に掲げるものとするとして規定し、同条80号には、「労働時間等設定改善推進助成金」が掲げられている。

イ 補助金等適正化法2条2項は、この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいうと規定している。

ウ 補助金等適正化法2条3項は、この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいうと規定している。

(2) 補助金等の交付の決定

補助金等適正化法6条1項は、「各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（中略）をしなければならない。」と規定している。

(3) 補助金等の交付の決定の取消し

補助金等適正化法17条1項は、「各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定している。

(4) 社会復帰促進等事業としての時間外労働等改善助成金の支給

ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項3号には、「業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業」が掲げられている。

そして、労災保険法29条2項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

イ 上記アの委任を受けて、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）24条（平成31年厚生労働省令第64号による改正（同年4月1日施行）前のもの）は、労災保険法29条1項3号に掲げる事業として、時間外労働等改善助成金及び受動喫煙防止対策助成金を支給するものとするとして規定していた。

そして、労災保険法施行規則28条（平成31年厚生労働省令第64号による改正前のもの）は、時間外労働等改善助成金は次に掲げる中小企業事業主に対して支給するものとするとして規定し、同条1号のイの(1)には、時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善に積極的に取り組むこととしている中小企業事業主であると都道府県労働局長が認定したものが掲げられていた。

(5) 時間外労働等改善助成金の交付等の手続

平成30年4月6日付け厚生労働省発基0406第4号・厚生労働省発雇均0406第4号厚生労働事務次官通知「時間外労働等改善助成金の交付要綱について」の別紙「時間外労働等改善助成金交付要綱（勤務間インターバル導入コース）」（以下「本件交付要綱」という。）は、以下のとおり定めている。

なお、本件交付要綱の別紙「時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース）の支給対象となる勤務間インターバルについて」は、「勤務間インターバル」とは、休憩時間数を問わず、就業規則等において終業から次の始業までの休憩時間を確保することを定めているものを指すと定めた上で、勤務間インターバルを導入していない事業場においては、当該事業場に所属する労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルに関する規定を就業規則等に定めることを上記助成金の支給対象とするとして定めている。

ア 通則

時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース。以下「本件助成金」という。）については、補助金等適正化法、補助金等適正化施行令及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、本件交付要綱の定めるところによる（1条）。

イ 交付の目的

本件助成金は、中小企業事業主が、労働時間等の設定改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の是正に向けて、勤務間インターバルを導入するため、研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的とする（2条）。

ウ 交付の対象

(ア) 本件助成金は、中小企業事業主が次の①又は②に掲げる事業（以下「改善事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、次の(イ)で定める経費（以下「助成対象経費」という。）を予算の範囲内で交付する（3条1項）。

① 労務管理担当者に対する研修（業務研修を含む。）、労働者に対する研修（業務研修を含む。）、周知・啓発、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更、人材確保に向けた取組の事業

② 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計、テレワーク用通信機器、その他の労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の事業

(イ) 助成対象経費は、改善事業を実施するために必要な経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費とする（3条2項）。

(ウ) 中小企業事業主は、改善事業を実施するに当たっては、勤務間インターバルの導入について成果目標を設定することとし、成果目標は、全ての対象事業場において休息时间数が9時間以上11時間未満又は11時間以上の勤務間インターバルを導入することとする（3条3項）。

エ 交付の申請

本件助成金の交付を受けようとする中小企業事業主は、様式第1号の「時間外労働等改善助成金交付申請書」を事業実施年度の12月1日までに管轄の都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出しなければならない（4条）。

なお、様式第1号には、同様式別紙の「時間外労働等改善助成金事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）を添付することとされている。

オ 交付決定

管轄労働局長は、時間外労働等改善助成金交付申請書の提出があったときは、審査の上、申請した中小企業事業主が改善事業を実施することが適当であると認めた場合には、交付の決定を行い、様式第2号の「時間外労働等改善助成金事業交付決定通知書」により、当該中小企業事業主に通知する（5条1項）。

カ 事業実施期間

改善事業を実施することができる期間は、交付決定を受けた日から当該日の属する年度の2月1日までとし、改善事業を実施する期間（以下「事業実施期間」という。）は、事業主が事業実施計画において指定する（8条）。

キ 支給申請手続

改善事業主（改善事業を行う中小企業事業主をいう。以下同じ。）は、事業実施期間が終了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月15日のいずれか早い日までに、様式第10号の「時間外労働等改善助成金支給申請書」及び様式第11号の「時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書」を管轄労働局長に提出しなければならない（13条1項）。

ク 助成金の額の確定

管轄労働局長は、時間外労働等改善助成金支給申請書及び時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書の提出を受けた場合には、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、改善事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき本件助成金の額を確定し、様式第12号の「時間外労働等改善助成金支給決定通知書」により、改善事業主に通知する（14条）。

ケ 交付決定の取消し

(ア) 管轄労働局長は、次の各号に掲げる場合には、上記オの交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる（16条1項）。

- ① 改善事業主が法令、本件交付要綱、法令又は本件交付要綱に基づく管轄労働局長の処分又は指示に違反した場合（1号）
- ② 改善事業主が偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとした場合（2号）
- ③ 交付決定後に生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一

部を継続する必要がなくなった場合（3号）

- (イ) 管轄労働局長は、上記(ア)の各号に該当するとして交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更した場合には、様式第3号の2の「時間外労働等改善助成金交付決定取消・変更通知書」により、改善事業主に通知する（16条2項）。

コ その他

本件助成金の支給に関するその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が別途定める（20条）。

(6) 本件助成金の支給の手続

上記(5)のコの委任を受けて、平成30年4月6日付け基発0406第15号・雇均発0406第3号厚生労働省労働基準局長及び同省雇用環境・均等局長連名通知「時間外労働等改善助成金の支給要領について」の別添2「時間外労働等改善助成金支給要領（勤務間インターバル導入コース）」（以下「本件支給要領」という。）は、以下のとおり定めている。

ア 事業実施計画

事業実施計画には、次の事項を盛り込み、実施すること（第1の2）。

(ア) 実施体制の整備のための措置

次の①から③までの全てを実施すること。

- ① 労働時間等設定改善委員会の設置等、労使の話し合いの機会の整備
- ② 労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任
- ③ 労働者に対する事業実施計画の周知

(イ) 支給対象の事業

本件交付要綱3条1項に定める改善事業（上記(5)のウの(ア)）のいずれかを実施すること。

なお、助成対象経費については、別紙の範囲で認めることとするが、上限を定める（就業規則、その他規程及び時間外・休日労働に関する協定を除く労使協定の作成・変更に係る経費については合計20万円までとし、時間外・休日労働に関する協定の作成・変更に係る経費については合計2万円までとする。）。

上記の別紙には、「改善事業の費用の支出は、原則振込払とし、支給申請書に振込記録が分かる書類を添付すること。」と定められている（注1）。

(ウ) 成果目標の設定

改善事業の内容は、本件交付要綱3条3項に定める成果目標（上記(5)のウの(ウ)）の達成に向けたものとする。

イ 事業年度

交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月末日までとする（第2の1）。

ウ 本件助成金の支給の申請

本件交付要綱13条1項の規定に基づき提出する時間外労働等改善助成金支給申請書及び時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書には、次の書類を添付すること（第3の2の(1)）。

- (ア) 上記アの(ア)の措置の実施に関する証拠書類（参加者名簿、議事録、周知文書の写し等、各措置を実施したことが客観的に分かる資料）
- (イ) 上記アの(イ)の事業の実施に関する証拠書類（研修やコンサルティングの実施状況及びその効果に関する資料等、各事業を実施したことが客観的に分かる資料）
- (ウ) 上記アの(イ)の事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類（領収書の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し等）
- (エ) 上記アの(ウ)の成果目標の達成状況に関する証拠書類（変更後の就業規則の写し、労使協定の写し）
- (オ) その他、管轄労働局長が必要と認める書類

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年8月7日付けで、事務代理者である社会保険労務士B（以下「本件事務代理者」という。）を通じて、処分庁に対し、本件交付要綱に基づき、本件助成金の交付の申請（以下「本件交付申請」という。）をしたが、添付書類に一部不足があった。

そこで、処分庁は、本件事務代理者に対し、不足書類（有期契約社員の雇用契約書）の提出を求めたところ、当該不足書類の提出があったことから、処分庁は、平成30年8月27日、本件交付申請を受け付けた。

なお、本件交付申請に係る時間外労働等改善助成金交付申請書（以下「本件交付申請書」という。）には、支給対象の事業は「就業規則、労使協定等の作成・変更」、事業の目的は「勤務間インターバルの導入」と記載され、本件交付申請書の添付書類である事業実施計画（以下「本件事業

実施計画」という。)には、事業実施期間は「(平成30年)9月10日から11月9日まで」、事業の所要経費の額は「外部専門家謝金(就業規則変更、36協定届出)23万7,600円(内訳:就業規則変更20万円、36協定届出2万円、消費税1万7,600円)」、成果目標は「新規導入で、休憩時間数が11時間以上」、事業に対する助成金(本件助成金)の額は「17万8,000円」と記載されていた。

(本件交付申請書、本件事業実施計画、労働条件通知書(有期契約社員用)、
弁明書)

- (2) 処分庁は、平成30年9月18日付けで、審査請求人に対し、補助金等適正化法6条1項の規定に基づき、事業実施期間を平成30年11月9日までとし、事業に対する助成金(本件助成金)として17万8,000円を交付するとの決定(本件交付決定)をした。

なお、本件交付決定には、審査請求人は補助金等適正化法、補助金等適正化法施行令、本件交付要綱及び本件支給要領に定めるところに従うとの条件が付されていた。

(時間外労働等改善助成金交付決定通知書)

- (3) 審査請求人は、平成30年11月28日付けで、本件事務代理者を通じて、処分庁に対し、時間外労働等改善助成金支給申請書(以下「本件支給申請書」という。)及び時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書(以下「本件事業実施結果報告書」という。)を提出して、本件助成金の支給申請(以下「本件支給申請」という。)をした。

なお、本件支給申請書には、助成金申請額として「17万8,000円」と記載され、本件事務代理者が作成した平成30年10月10日付けの領収書(金額22万4,917円)の写し(以下「本件領収書の写し」という。)が添付されていた。

(本件支給申請書、本件事業実施結果報告書、本件領収書の写し)

- (4) 処分庁は、本件支給申請書に添付すべき書類(本件支給要領に定める「事業の実施に関する証拠書類」及び「事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類」)が不足しているとして、平成30年11月30日、本件事務代理者に電話をし、支給申請期限である同年12月8日までに36協定及び上記費用を振り込んだことを証する書類(以下両者を併せて「本件不足書類」という。)を提出するよう依頼した。

(時間外労働等改善助成金処理台帳)

(5) 処分庁は、平成30年12月14日付けで、審査請求人に対し、本件不足書類を同月20日までに提出するよう依頼した。

(「時間外労働等改善助成金(勤務間インターバルコース)に係る不足資料の提出について」と題する書面)

(6) 処分庁は、平成31年1月10日付けで、審査請求人に対し、本件交付要綱13条1項に定める期日までに、本件支給要領第3の2の(1)のウに定める「事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類」(費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し等)及び本件支給要領第3の2の(1)のイに定める「事業の実施に関する証拠書類」(36協定の写し)が添付された支給申請書が提出されなかったためとの理由で、本件交付決定の全部を取り消す処分(本件交付決定取消処分)をした。

なお、本件交付決定取消処分には、上記のとおり、処分の理由は示されているが、処分の根拠規定は示されていない。

(時間外労働等改善助成金交付決定取消通知書)

(7) 審査請求人は、平成31年1月24日付けで、処分庁に対し、疎明書と題する書面(以下「本件疎明書」という。)及び預金通帳の写しを提出した。本件疎明書には、事業繁忙のために費用の振込記録の写しの提出の用意が遅れたこと、事業が落ち着き、預金通帳の記帳を済ませたので、事業実施期間内に実際に振込みをしたことを疎明する預金通帳の写しを提出すること、本件事業実施計画に入っていた36協定については、取組をしなかったことが記載されていた。

(本件疎明書、預金通帳の写し)

(8) 審査請求人は、平成31年4月9日付けで、厚生労働大臣(以下「審査庁」という。)に対し、本件交付決定取消処分を不服として本件審査請求をし、審査庁は、同月11日、本件審査請求を受け付けた。

なお、審査請求人は、本件交付決定取消処分があったことを平成31年1月13日に知り、同年4月10日、審査庁宛てに本件審査請求に係る審査請求書及び添付書類を郵送した。

(審査請求書、電話対応記録)

(9) 審査庁は、令和4年1月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問(令和3年度諮問第76号。以下「前回諮問」という。)をした。

(前回諮問の諮問書及び諮問説明書)

(10) 審査庁は、令和4年1月31日、当審査会に対し、本件交付決定取消処分について「主張の補充を検討する」として前回諮問を取り下げた。

(「諮問の取下げについて」と題する書面)

(11) 審査庁は、令和6年3月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(本件諮問の諮問書及び諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件交付決定取消処分は、本件交付要綱13条1項に定める期日までに、本件支給要領第3の2の(1)のウに定める「事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類」(費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し等)及び本件支給要領第3の2の(1)のイに定める「事業の実施に関する証拠書類」(36協定の写し)が添付された支給申請書が提出されなかったためとの理由でされたが、審査請求人は、本件支給申請時に本件領収書の写しを提出している。

(2) 処分庁は、本件事務代理者に対し、一度、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し(以下「本件振込記録の写し」という。)の提出を依頼し、その後は、審査請求人の店舗スタッフに直接連絡をして、本件振込記録の写しの提出を依頼したと主張するが、審査請求人は、一切報告を受けておらず、その提出期限も知らされないまま、本件交付決定取消処分を受けた。

(3) 審査請求人は、実際に費用の振込みをしているから、本件審査請求において本件振込記録の写しを提出する。

なお、36協定については、前年度に提出していなかったことが分かり、本件支給申請から除外されるとの説明を受け、了承している。

(4) 以上のとおり、審査請求人は、実際に費用の振込みをしており、本件支給申請時に本件領収書の写しを提出している。また、処分庁は、本件事務代理者を通さずに、審査請求人の店舗スタッフに直接連絡をし、本件振込記録の写しの提出を依頼しただけであり、審査請求人は、その提出期限も知らされないまま、本件交付決定取消処分を受けた。

したがって、本件交付決定取消処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件振込記録の写しの提出が必要であったこと。

審査請求人は、実際に費用の振込みをしており、本件支給申請時に本件領

収書の写しを提出していると主張する。

確かに、審査請求人が提出した本件支給申請書及び本件事業実施結果報告書には、本件事務代理者が作成した本件領収書の写しが添付されている。そして、本件支給要領第3の2の(1)のウには、「事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類」として「領収書の写し」が示されている。しかし、費用の支出を客観的に証明させる観点から、本件支給要領の別紙は、「改善事業の費用の支出は、原則振込払とし、支給申請書に振込記録が分かる書類を添付すること。」と定めている（注1）。

したがって、本件支給申請書には、本件領収書の写しを添付しただけでは足りず、本件振込記録の写しを添付することが必要であった。

2 36協定の写しの提出が必要であったこと。

本件事業実施結果報告書には、「改善事業の詳細（実施した事業内容、実施時期、費用の内訳）」として「36協定届出」も記載されていた（記2の2の(3)）から、審査請求人は、本件支給要領第3の2の(1)のイに定める「事業の実施に関する証拠書類」として36協定の写しも提出することが必要であった。

3 処分庁が審査請求人に提出期限を定めて本件不足書類の提出を求めたことにより、審査請求人は提出書類が不足していることを認識していたこと。

(1) 審査請求人は、処分庁が本件不足書類の提出を依頼したことについて、本件事務代理者を通さずに、審査請求人の店舗スタッフに直接連絡をし、その提出期限も知らせなかったと主張する。

しかし、処分庁は、平成30年11月30日、本件事務代理者に電話をし、同年12月8日までに本件不足資料を提出するように求めたが、その提出がなかったため、同月14日付けの審査請求人宛ての書面により、同月20日までに本件不足書類を提出するように求めた。

(2) それでもなお本件不足書類の提出がなかったことから、処分庁は、平成30年12月25日、審査請求人に電話をしたところ、審査請求人が不在であったため、電話に出た従業員に対し、審査請求人に返電をするようにとの伝言を依頼した。しかし、審査請求人から返電がなかったため、処分庁は、翌日、審査請求人に4度電話をしたが、審査請求人は、不在であった。そして、その後、平成31年1月10日（本件交付決定取消処分の日）に至るまで、審査請求人から一切連絡がなかった。

(3) 審査請求人は、本件疎明書（平成31年1月24日付け）において、

「費用の振込記録が客観的に分かる資料の請求を受けておりましたが、事業繁忙の為失念しており用意が遅れてしま（った）」と述べており、提出書類の不足を認識していた。

(4) 以上のとおり、処分庁は、本件交付決定取消処分をするに先立ち、審査請求人に対し、提出期限を定めて本件不足書類の提出を求めたが、審査請求人は、処分庁に対し、本件不足書類を提出せず、その提出が遅れるとの連絡等もしなかった。

4 本件交付決定取消処分は本件交付要綱に定める交付決定の取消事由に該当すること。

上記1から3までによれば、処分庁が本件不足書類の提出を求めたにもかかわらず、審査請求人が本件不足書類の提出をしなかったことが明らかであるから、本件は、本件交付要綱16条1項1号に定める交付決定の取消事由（「改善事業主が、（中略）労働局長の処分又は指示に違反した場合」）に該当する。

なお、本件支給要領第3の2の(2)のアには、「交付要綱第13条第1項に定める期限までに不備のない支給申請書等が提出されない場合は、交付要綱第16条第1項に定める交付決定を取り消す事由に該当する。」と定められている。

5 本件交付決定取消処分が適法かつ妥当であること。

(1) 補助金等適正化法17条1項は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容、これに付した条件等に違反した場合には、補助金等の交付の決定を取り消すことができると規定するが、交付決定の取消しは、それが安易にされると、交付決定によって成立した法律関係及び補助事業者等の信頼が害されることになるから、形式的に補助事業者等に違反行為があるというだけで直ちにすることができると解すべきではなく、補助の目的、義務違反の内容及び程度、義務違反が補助の目的を害する程度、交付決定の取消し以外の方法で義務違反を是正する方法の有無等を総合的に考慮した上で、補助の目的を阻害する義務違反であると認められる場合にすることができるものと解される。

(2) 本件助成金は、本件交付要綱2条のとおり、改善事業を実施した上で、労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に助成金を支給し、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としている。

本件においては、勤務間インターバル制度の導入という労働時間等の設

定の改善の成果は上げているものの、審査請求人が本件不足書類を提出しなかったため、改善事業の実施及びその費用の支出の事実を確認することができず、本件支給要領違反が認められた。

そこで、処分庁は、審査請求人に対し、本件不足書類の提出を求めたが、審査請求人から何ら連絡がなく、審査請求人に本件不足書類を提出する意思があるとは認められず、また、改善事業の実施及びその費用の支出の事実を処分庁において相当期間内に確認することができる見込みもなかったことから、本件では、交付決定の取消し以外の方法で本件支給要領違反を是正することができなかつた。

したがって、審査請求人が本件交付要綱 13 条 1 項に定める支給申請期限までに必要な書類を提出せず、処分庁が定めた提出期限までに本件不足書類を追完しなかったことは、本件助成金の目的の達成を阻害する義務違反であると認められる。

- (3) 本件においては、支給申請期限である平成 30 年 12 月 8 日から本件交付決定取消処分がされた平成 31 年 1 月 10 日までに 33 日が経過している。この間、審査請求人は、提出書類に不足があることを認識し、かつ、本件不足書類を提出するために必要な期間があつたにもかかわらず、事業繁忙を理由に本件不足書類を提出せず、本件交付決定取消処分を受けた後に本件疎明書とともに本件振込記録の写しを提出した。このような経緯等に鑑みても、審査請求人が本件不足書類を提出しなかったことについて特段考慮すべき事情はない。
- (4) したがって、本件交付決定取消処分は、補助金等適正化法及び本件交付要綱の規定に従って適正にされたものであり、違法又は不当であるとは認められない。

6 結論

以上によれば、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件交付決定取消処分に誤りは認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第 3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 平成31年4月11日
 審理員の指名 : 令和元年5月10日
 (本件審査請求の受付から約1か月)
 弁明書の受付 : 同年6月6日
 弁明書の副本の送付 : 同年8月6日
 (弁明書の受付から2か月)
 反論書の提出期限 : 同年9月6日
 審理員意見書の提出 : 令和3年3月8日
 (反論書の提出期限から約1年6か月)
 前回諮問 : 令和4年1月17日
 (審理員意見書の提出から約10か月半、本件
 審査請求の受付から約2年9か月)
 前回諮問の取下げ : 同年1月31日
 本件諮問 : 令和6年3月15日
 (前回諮問の取下げから約2年1か月半、本件
 審査請求の受付から約4年11か月)

(2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月、②弁明書の受付から弁明書の副本の送付までに2か月、③反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから審理員意見書が提出されるまでに約1年6か月、④審理員意見書の提出から前回諮問までに約10か月半を要した上に、⑤審査庁が前回諮問を取り下げてから再度の諮問である本件諮問をするまでに更に約2年1か月半もの期間を要したため、本件審査請求の受付から本件諮問までに約4年11か月もの長期間を要している。

しかし、上記①から⑤までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。

特に、上記⑤の前回諮問の取下げは、本件交付決定取消処分について「主張の補充を検討する」としてされたものである(上記第1の2の(10))が、本件諮問においては、新たな資料として、時間外労働等改善助成金処理台帳(処分庁が審査請求人に本件不足書類の提出を求めた経緯を記載した資料。以下「本件処理台帳」という。)が追加提出され、諮問説明書として、前回諮問の諮問説明書に加除修正をしたものが提出されたことを除けば、前回諮問の際と同じ審理員意見書及び事件記録が提出されている。この程度の資料の追加と諮問説明書の加除修正のために約2年1か月半も

の期間を要したなどということは、一般的には考えられないことである。

そして、本件諮問の諮問説明書には、前回諮問の取下げから本件諮問に至るまでに審査庁がした調査検討の内容が記載されていなかったことから、当審査会が、審査庁に対し、その点を照会したところ、審査庁は、前回諮問の取下げ後、処分庁に本件処理台帳を提出させた上で、主張の補充について検討をしたと回答した（審査庁が再提出した諮問説明書（第6の3））。この回答によれば、審査庁が処分庁に対して本件処理台帳の提出を依頼したのは、令和5年9月25日である（同日付けの審査庁の処分庁宛てのメール）から、審査庁は、令和4年1月31日の前回諮問の取下げ後、約1年8か月もの間、本件の事務処理を放置していたことになるし、それから約5か月半もの期間をかけて前回諮問の諮問説明書に加除修正をし、本件諮問をしたということになる。このような審査庁の事務処理の大幅な遅滞により、前回諮問の取下げから本件諮問までに約2年1か月半もの期間を要し、その結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約4年11か月という長期間を要することになった。これは、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項参照）に甚だしくもとるものといわざるを得ない。

審査庁においては、行政不服審査法の上記目的を達成することができるように、審査請求事件の処理体制を早急に見直すとともに、その進行管理の仕方を真剣に改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件交付決定取消処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 審査庁は、前回諮問においては、処分庁が、審査請求人及び本件事務代理人に対し、本件交付申請書の添付書類に不足があることを通知し、十分な提出期限を設けて本件不足書類の提出を求めた（したがって、審査請求人は、本件支給申請書の添付書類に不足があったこと及びその提出期限を認識していた）にもかかわらず、審査請求人が提出期限までに本件不足書類を提出しなかったから、本件は本件交付要綱16条1項1号に定める交付決定の取消事由（改善事業主が管轄労働局長の指示に違反した場合）に該当するとして、本件交付決定取消処分は適法かつ妥当であると判断していた（前回諮問の諮問説明書）。

本件交付決定取消処分には、処分の根拠規定が示されていない（上記第1の2の(6)）し、審査庁は、審査請求人が提出期限までに本件不足書類を提出しなかったことが補助金等適正化法17条1項に規定する交付決定の取消事由に該当することを説明していないが、本件支給決定には、審査請求人は補助金等適正化法、補助金等適正化法施行令、本件交付要綱及び本件支給要領に定めるところに従うとの条件が付されていた（上記第1の2の(2)）から、本件支給申請書の添付資料に不足があり、審査請求人が本件不足書類を処分庁が定めた提出期限までに提出しなかったという本件交付要綱及び本件支給要領違反は、補助金等適正化法17条1項に規定する交付決定の取消事由（「その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件（中略）に違反したとき」）に該当するということができる。

しかし、補助金等適正化法17条1項の規定に基づき、交付決定の取消しがみだりにされると、交付決定によって成立した法律関係及び補助事業者等の信頼が害されることになるから、本件交付要綱及び本件支給要領違反があるというだけで直ちに本件交付決定の取消しをすることができるというだけでは、その違反の内容及び程度、その違反に対する行政庁の対応などを総合的に考慮して、本件交付決定によって成立した法律関係を維持することが本件助成金の交付の目的を阻害することになると認められる場合に初めて本件交付決定の取消しをすることができるというべきである。

したがって、審査請求人に本件交付要綱及び本件支給要領違反があったということだけでは、本件支給決定の取消しをすることはできないというべきであるから、前回諮問における審査庁の上記判断は、妥当ではない。

- (2) 審査庁は、本件諮問においては、審査請求人は勤務間インターバル制度の導入という労働時間等の設定の改善の成果は上げているが、提出期限までに本件不足書類を提出しなかったため、改善事業の実施及びその費用の支出の事実を確認することができず、本件支給要領違反が認められ、これは本件助成金の目的の達成を阻害する義務違反であると認められるところ、交付決定の取消し以外の方法で本件支給要領違反を是正することはできなかったから、本件交付決定取消処分は補助金等適正化法17条1項の規定に基づき適法にされたものであると判断している（上記第2の5）。

しかし、本件助成金の交付は、勤務間インターバルを導入することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的と

したものであり（上記第1の1の(5)のイ）、審査請求人が本件支給申請書とともに処分庁に提出した本件事業実施結果報告書によれば、審査請求人は、本件事業実施計画に記載した時間外労働等改善事業の「実施体制の整備のための措置」（①労働時間等設定改善委員会の設置、②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任及び③労働者に対する事業実施計画の周知）を講じたこと、本件事業実施計画には、改善事業（本件助成金の支給対象の事業）として「就業規則変更」と「36協定届出」という二つの事業が記載されていた（上記第1の2の(1)）が、その主たる事業である「就業規則変更」については、平成30年9月10日に就業規則が改定されて、勤務間インターバルの導入に係る新たな規定（15条）が追加され、これにより所属従業員全員について11時間以上の勤務間インターバルが確保されたことが認められるから、本件では、勤務間インターバルの導入により労働時間等の設定の改善の推進を図るといふ本件助成金の交付の目的は達成されているといえることができる。

- (3) 確かに、「就業規則変更」については、提出期限までに「事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類」（本件振込記録の写し）が提出されていないが、本件支給申請時に本件領収書の写しが提出されている（上記第1の2の(3)）。また、「36協定届出」については、その取組自体がされておらず（上記第1の2の(7)）、したがって、「事業の実施に関する証拠書類」（36協定の写し）が提出されていないが、「36協定届出」は本件事業実施計画における従たる事業であり、その所要経費は主たる事業である「就業規則変更」の所要経費の1割相当額にすぎない（上記第1の2の(1)）。

審査庁は、処分庁が、審査請求人及び本件事務代理者に対し、本件支給申請書の添付書類に不足があることを通知し、十分な提出期限を設けて本件不足書類の提出を繰り返し求めたが、審査請求人が本件不足書類を提出しなかったとして、本件諮問において、その間の経緯を記載した本件処理台帳を追加提出している。しかし、本件処理台帳によれば、処分庁は、本件事務代理者に対しては、本件支給申請書及び本件事業実施結果報告書を受け付けた平成30年11月30日に1度電話をして、本件不足書類の提出を求めただけで、その後は連絡を取っていないこと、審査請求人に対しては、同年12月14日付けの「時間外労働等改善助成金（勤務間インターバルコース）に係る不足書類の提出について」と題する書面で本件不足書類を同月20日までに提出するよう求めた後、同月25日と26日に電

話をしたが、審査請求人が不在であったため、審査請求人と直接連絡を取ることができなかったこと、そして、同月28日に、審査請求人と連絡が取れず、審査ができないとして、本件交付決定の取消しをすべきであるとの内部的な意思決定をしたことが認められる（なお、処分庁が審査請求人に宛てた上記の書面には、審査請求人が提出期限までに本件不足書類を提出しなかった場合には、「本件支給申請が不受理となる」との記載がされているだけであって、「本件交付決定が取消しになる」との記載はされていない。）。

そうすると、処分庁は、審査請求人が本件事務代理者を通じて本件交付申請及び本件支給申請をしている（上記第1の2の(1)及び(3)）にもかかわらず、本件支給申請書の添付書類の不足については、本件事務代理者を通さずに、年末が差し迫った繁忙な時期に審査請求人と直接連絡を取ろうとし、審査請求人と直接連絡が取れなかったとして、行政庁の仕事納めの日である平成30年12月28日に、事前に予告をしていない本件交付決定の取消しという重い処分をする内部的な意思決定をし、年明け早々に決裁手続を開始して、平成31年1月10日に本件交付決定取消処分をしたということになる。

なお、本件交付要綱及び本件支給要領によれば、本件助成金の交付は、単年度予算の事業である（上記第1の1の(5)のウの(ア)及びカ、上記第1の1の(6)のイ）が、本件助成金の支給申請手続の最終的な締切日（支給申請期限の最終日）は、「2月15日」とされている（上記第1の1の(5)のキ）から、本件においては、予算の執行上も、上記のような経緯で本件交付決定取消処分をしなければならない事情があったとは認められない。

したがって、本件支給申請書の添付書類の不足に対する処分庁の対応には、多くの問題があったといわざるを得ない。

- (4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、処分庁は、本件不足書類の提出がなくても、審査請求人が勤務間インターバルを導入することにより労働時間等の設定の改善の推進を図るといって本件助成金の交付の目的を達成していることを確認することができたこと、審査庁が指摘する審査請求人の本件交付要綱及び本件支給要領違反の内容及び程度は、重大なものではないこと、むしろ、本件支給申請書の添付書類の不足に対する処分庁の対応に多くの問題があったことが認められ、これらを総合的に考慮するならば、本件交付決定によって成立した法律関係を維持することが本件助成金

の交付の目的を阻害することになるとは認められないから、本件交付決定を取り消すことはできない。

したがって、本件諮問における上記(2)の審査庁の判断も妥当ではなく、本件交付決定取消処分は、取消しを免れない。

3 付言

本件交付決定取消処分には、処分の理由は示されているが、処分の根拠規定は示されていない（上記第1の2の(6)）。これは、処分庁が本件交付要綱に定める様式第3号の2（以下「本件様式」という。）の通知書を用いて本件交付決定取消処分をしたためであると考えられる。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、本件様式に処分の根拠規定が記載されていない理由を照会したところ、審査庁から、本件交付決定取消処分の通知書（以下「本件通知書」という。）においては、「交付要綱等の根拠規定、処分の原因となる事実及び本件処分の適用関係が示されており、いかなる理由に基づいてどのような根拠規定の適用によって当該処分がなされたのかを知ることができますので、行政手続法第14条第1項を満たす適切な様式及び記載であると考えております。」との回答（令和6年4月5日付けの審査庁の事務連絡・別紙の6）があった。

しかし、本件通知書の「内容及び理由」欄には、審査請求人が本件交付要綱13条1項に定める期日までに、本件支給要領第3の2の(1)のウに定める「事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類」（費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し等）及び本件支給要領第3の2の(1)のイに定める「事業の実施に関する証拠書類」（36協定の写し）が添付された支給申請書が提出されなかったためとの理由が記載されているだけである（上記第1の2の(6)）から、このような記載だけで、審査請求人が本件交付決定取消処分の根拠規定が補助金等適正化法17条1項であることを知ることができたなどということとはできない。

行政手続法（平成5年法律第88号）14条1項が、行政庁が不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、当該不利益処分の理由を提示しなければならないと規定しているのは、行政庁に当該不利益処分の客観性及び判断の慎重・合理性を担保させるとともに、その名宛人に当該不利益処分の理由を正しく理解させ、事後救済手続上の便宜を図るためである。すなわち、不利益処分の理由の提示は、その名宛人にとっては、なぜ当該不利益処分を受けたのかを理解するために必要なものであるから、提示する理由の内容とし

ては、「不利益処分の根拠条項、処分要件に該当するその原因となる事実」を明示する必要があると解されている（総務省行政管理局編著「逐条解説行政手続法（平成27年4月）」191、192頁参照）。

したがって、審査庁においては、本件様式を処分の根拠規定を記載したものに速やかに改定する必要がある。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美